

## 議第36号

京都市児童福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童福祉センター条例等の一部を改正する条例  
(京都市児童福祉センター条例の一部改正)

第1条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第13項中「次条第1号、第3号及び第8号」を「次条第1号から第3号まで、第5号及び第10号」に改める。

第2条中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第1号中「に関する」を「を行う」に、「第3号」を「第5号」に改め、同号の次に次の2号を加える。

- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業

第3条第2項第1号中「前条第1号、第3号及び第8号」を「前条第1号から第3号まで、第5号及び第10号」に改める。

第5条第1項及び第2項中「第2条第1号、第3号及び第4号」を「第2条第1号から第3号まで、第5号及び第6号」に改める。

第7条第1項中「第2条第1号及び第3号」を「第2条第1号から第3号まで及び第5号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第2条第6号」を「第2条第8号」に改め、同条第4項中「第2条第7号」を「第2条第9号」に改める。

別表第2第2条第3号に掲げる事業の項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改め、同表第2条第4号に掲げる事業の項中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改める。

(京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第1条第13項の改正規定中「第8号」を「第10号」に、「第7号」を「第9号」に改める。

第2条の改正規定中「第4号」を「第6号」に、「第5号」を「第7号」に、「第6号」を「第8号」に、「第8号」を「第10号」に改める。

第3条第2項第1号の改正規定中「第8号」を「第10号」に、「第7号」を「第9号」に改める。

第5条第1項の改正規定中「，第3号及び第4号」を「，第5号及び第6号」に、「及び第3号」を「及び第5号」に改め、同条第2項の改正規定中「，第3号及び第4号」を「，第5号及び第6号」に、「及び第3号」を「及び第5号」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分の改正規定中「第2条第6号」を「第2条第8号」に、「第2条第5号」を「第2条第7号」に改め、同条第4項の改正規定中「第2条第7号」を「第2条第9号」に、「第2条第6号」を「第2条第8号」に改める。

別表第2の改正規定中「第2条第3号」を「第2条第5号」に、「第2条第4号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

### 提案理由

京都市児童福祉センターにおいて新たに児童福祉法に規定する保育所等訪問支援を行う事業及び障害児相談支援事業を行うこととする等の必要がある  
ので提案する。